

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	桑折町国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険税関係事務では、事務の一部を外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等の対策として、事業者との間に個人情報の保護及び秘密保持などに関する事項を契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福島県桑折町長

## 公表日

平成28年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。</p> <p>町民は、町に申請を行うことで国民健康保険に加入することができる。町は国民健康保険事業実施のために、国民健康保険の資格を持つ被保険者の世帯主に対し、地方税法に基づき国民健康保険税を課税・徴収している。</p> <p>税額計算の根拠として、同年度の個人住民税及び固定資産税の情報を用いている。</p> <p>国民健康保険税関係で特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①国民健康保険税課税に係る事務</li><li>②転入者等、他市町村によって個人住民税を課税されている者についての所得調査に係る事務</li><li>③国民健康保険税の減免・軽減に係る事務</li><li>④国民健康保険税の特別徴収に係る事務</li><li>⑤収納管理及び還付処理に係る事務</li><li>⑥滞納者の実態調査に係る事務</li><li>⑦滞納者への督促、催告等の滞納処分に係る事務</li><li>⑧国民健康保険税に関する各種証明書の発行事務</li></ul>
③システムの名称	①国民健康保険システム、②収納管理システム、③滞納管理システム、④宛名システム、⑤中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者台帳情報ファイル、②賦課情報ファイル、③収納情報ファイル、④滞納管理情報ファイル、⑤団体内統合宛名番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○情報の照会 番号法 第19条第7号及び別表第二第27項 ○情報の提供 番号法 第19条第7号及び別表第二のうち情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長	税務住民課長 八巻 靖之
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桑折町(総務課) 伊達郡桑折町字東大隅18番地 TEL024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桑折町(税務住民課) 伊達郡桑折町字東大隅18番地 TEL024-582-2114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

